

○令和5年度医療機関・福祉施設等物価高騰対策支援金（下期分）Q & A 【障害者施設等】

更新日：令和6年1月30日

区分	No.	問	回 答	参考
対象事業所	1	対象となる事業所の種別は？	ホームページの<支援対象者>に記載の事業所が対象です。	HP
対象事業所	2	下期で新たに追加されたサービスについて	<p><追加する理由（対外的な）> 上期対象外種別の事業所より支援金の対象種別拡大を求める旨の要望が挙がってきたことから、対象種別を精査し、相談系を除いた障害福祉サービス全種別を対象種別とすることとした。（相談系については、指定権者が市町村のため対象外とする。）</p> <p>※参考：上期 短期入所（空床・併設）等の主として対象施設種別と一体的な建物で運営されている施設種別や、相談支援等の利用者の利用時間が限定的である施設種別を対象外種別としていたところ。</p>	
対象事業所	3	みなし指定の事業所は対象となるか？	対象外です。	
補助額	4	同一施設内で対象サービスを複数運営している場合の申請書（別紙）施設内訳書の記載方法は？ （例：同一施設内で児童発達支援と放課後等デイサービスを運営している等）	<p>【同一施設内で支援対象事業所を複数実施している場合】</p> <p>【記載例】施設内訳書を参考にしてください。『支援対象の事業所が建物の一部である場合は、面積按分をするため、建物全体の光熱水費、総床面積、対象床面積を記入してください。なお、支援対象外部分の床面積については、事業所区分「その他※対象外」として記入してください。（複数事業所分をまとめて記載いただいて構いません。）』</p> <p>面積按分を用いて補助額を積算します（指定のExcelファイルに総床面積及び対象床面積を入力すると申請額が自動計算されます）。対象床面積欄には、対象事業の用に供している部分の面積を記載し、共用部（事務室やトイレ、倉庫等）はいずれかの対象事業所に寄せて按分してください（※2）。</p> <p>【同一施設内に支援対象事業所と対象外事業所が混在している場合】</p> <p>上記同様に、面積按分を用いて補助額を積算してください（※1、※2）。</p> <p>※1.同一施設内で対象外事業を実施している場合は、事業所区分にて「その他※対象外」を選択し、R3光熱水費及び総床面積・対象床面積の記載も忘れずをお願いいたします（対象外の場合は申請額欄に数字は表示されません）。</p> <p>※2.書面申請の場合は、申請マニュアルを参考に算出し、記載してください。</p> <p>◎いずれか一つの事業所に寄せて面積按分をしても差し支えありませんが、光熱水費が重複しないようご注意ください。</p>	申請マニュアル

食材料費	5	食材料費支援の対象は入所系施設（障害者支援施設及び障害児入所施設に限る）だけとのことだが、同じ入所系（短期入所（空床型を除く。）、共同生活援助、宿泊型自立訓練）でも食事を提供している場合があるのになぜ対象にならないのか？	<p>食材料費支援においても、光熱水費と同様に、物価高騰の影響を価格に反映できない事業所を対象としています。</p> <p>障害者支援施設及び障害児入所施設においては、利用者が負担する金額に上限があり、本人負担上限を超えた分は施設が負担するものになっている。多くの場合において、物価高騰の影響を利用者から徴収する食費に転嫁できないため補助対象としております。</p> <p>共同生活援助（グループホーム）については、国の定める指定基準において、利用者から食材料費を徴収できる旨を規定する、と定められており、食材旅費の負担者は利用者本人にあたり、利用者から徴収する食費に転嫁が可能のため、補助対象外としております。（※1）</p> <p>短期入所については、国の定める指定基準において、利用者から受領が可能な費用の範囲に「食事の提供に要する費用」と定められている。よって、利用者から徴収する食費に転嫁が可能のため、補助対象外としております。（※2）</p> <p>宿泊型自立訓練については、国の定める指定基準において、利用者から受領が可能な費用の範囲に「食事の提供に要する費用」と定められている。よって、利用者から徴収する食費に転嫁が可能のため、補助対象外としております。（※3）</p> <p>※1・2・3「国の定める指定基準」= 『（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準』より</p>	
食材料費	6	食材料費支援の対象は入所系施設（障害者支援施設及び障害児入所施設に限る）だけとのことだが、通所事業所でも食事を提供している場合があるのになぜ対象にならないのか？	<p>食材料費支援においても、光熱水費と同様に、物価高騰の影響を価格に反映できない事業所を対象としています。</p> <p>入所施設においては国で食費の基準額を定めており、多くの場合において、物価高騰の影響を利用者から徴収する食費に転嫁できないため補助対象としております。</p> <p>一方、通所施設においては食費の基準額が定められておらず、利用者から徴収する食費に転嫁が可能のため、補助対象外としております。</p>	
食材料費	7	食材料費の支給額は「14,000円×令和5年10月1日時点の入所者数」とのことだが、10月1日はたまたま入所者数が少なかったため他の日を基準日にしてよいか？	<p>効率的な審査と迅速な支援を行うため、特別な事情の有無に関わらず、一律で10月1日を算定の基準日としておりますので、ご理解ください。</p>	